

令和6年度

地区公民館 LED 化促進事業補助金

申請の手引き

伊 賀 市

目 次

1. 補助金の概要

- (1) 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- (2) 対象となる施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- (3) 補助対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- (4) 補助対象となる要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- (5) 補助対象となる費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- (6) 事業実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- (7) 補助率及び補助額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2

2. 事務手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2

3. Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 4

4. 申請書類記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 7

【問い合わせ先】

- ・住民自治推進課 電話：22-9639
- ・上野支所 電話：22-9633
- ・伊賀支所 電話：45-9111
- ・島ヶ原支所 電話：59-2053
- ・阿山支所 電話：43-1543
- ・大山田支所 電話：47-1150
- ・青山支所 電話：52-1112

1. 補助金の概要

(1) 趣旨

物価高騰の影響を受けている自治会等への支援として、自治会等が管理する地区公民館（集会施設）の管理経費の軽減し、自治会活動の維持や活性化を図ることを目的に、省エネ性の高い照明器具（LED照明）の導入に対する補助を行います。

(2) 対象となる施設

- ①自治会等が設置した地区公民館（集会施設）
- ②他の団体が設置し自治会等へ譲渡または管理委託により、自治会等が維持管理している地区公民館（集会施設）

(3) 補助対象者

地区公民館（集会施設）を管理する自治会等

※自治組織に関する規則（平成 23 年伊賀市規則第 36 号）第 2 条第 2 項に規定する団体で、同規則第 7 条に定める届出を行い、受理書の通知を受けたもの

(4) 補助対象となる要件【次のすべてに該当すること】

- ①地区公民館（集会施設）の既存の照明（LED照明を除く）をLED照明へ交換すること。
- ②補助金の交付決定前に、今回申請するLED照明を交換していないこと。
- ③令和 6 年 12 月末までにLED照明の交換作業や工事を完了すること。
- ④市内に本店、支店、営業所、事務所等を有する法人または個人事業者からLED照明器具の購入、交換工事及び撤去を請け負わせること。
- ⑤国、地方公共団体その他の団体から今回申請するLED照明器具の交換に係る補助金またはこれに類するものの交付を受けていないこと。

(5) 補助対象となる費用

- ①LED照明器具の購入に要する経費
- ②照明器具の交換工事に要する経費
- ③既存の照明器具の撤去及び処分に要する経費

(6) 事業実施期間（L E D照明の交換期間）

令和6年4月（交付決定日以降）から12月末まで

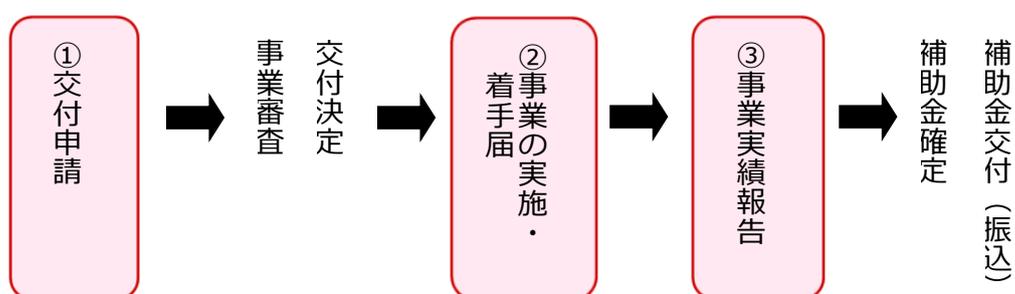
(7) 補助率及び補助額

補助率 10/10 、補助上限額 30万円

※補助額は千円単位です。（千円未満切り捨て）

2 事務手続きの流れ～交付申請から事業報告まで～

事務手続きのおおまかな流れです。



① 交付申請

申請する自治会等は次の書類を添えて提出してください。

提出先：各支所

◆提出書類◆

- (1) 伊賀市地区公民館L E D化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 地区公民館を管理していることが確認できる書類
(電気料金を支払っていることがわかる書類を添付してください。)
- (3) 平面図（L E D照明器具の交換箇所が確認できるようにしてください。)
- (4) 見積書の写し（市内業者2者の見積書で経費内訳がわかるものを添付してください。L E D照明器具の交換にかかる経費が10万円未満の場合は、1者の見積書を提出してください。)
- (5) 着工前の写真（①交換箇所〔部屋〕の全体写真と、②照明器具のアップ写真〔照明器具の種類が同じであれば1枚のみ〕を添付してください。)

※記載例を参考に作成してください。

② 事業の実施、着手届

交付申請書を審査し交付決定を行います。

交付決定以降に事業を進めてください。※交付決定前に事業着手した経費は、補助対象外経費となりますのでご注意ください。

また、事業の実施にあたって着手届を提出してください。

◆提出書類◆

補助事業等着手届（伊賀市補助金等交付規則様式第6号）

※記載例を参考に作成してください。

③ 事業実績報告

事業終了後 30 日以内または、令和 7 年 1 月末のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

◆提出書類◆

(1) 伊賀市地区公民館 L E D 化促進事業補助実績報告書（様式第 2 号）

(2) 補助金等交付決定通知書の写し

(3) 対象事業に係る領収書の写し

（領収書に事業内訳がない場合は、請求明細を添付してください。）

(4) 完成後の写真

（①交換箇所〔部屋〕の全体写真と、②照明器具のアップ写真〔照明器具の種類が同じであれば 1 枚のみ〕を添付ください。）

※記載例を参考に作成してください。

④ 確定通知、補助金等交付

実績報告書の内容を審査し、補助金額が確定したのち補助金を交付します。

※補助金の交付決定額の範囲内で概算払ができます。

3 Q&A

【補助対象、補助対象経費】

Q 1 自治会等の組や班で管理・使用している集会所は、補助金の対象施設となりますか。

A 1 対象とします。交付申請時に自治会内の組や班で電気料金を支払っていることが確認できる書類を添付してください。(領収書や通帳の写し等)

Q 2 LED照明器具だけを購入して、地区で交換する場合も補助の対象となりますか。

A 2 照明器具の購入経費だけであっても対象とします。

Q 3 地区公民館(集会施設)内に新たに照明を設置したいのですが、補助の対象となりますか。

A 3 地区公民館(集会施設)内の既存の照明(LED照明を除く)をLED照明への交換費用を対象とするため、新たな照明の設置は対象としません。

Q 4 地区公民館(集会施設)の敷地内にある常夜灯や外灯は対象となりますか。

A 4 敷地内にある常夜灯や外灯を自治会等で管理している場合は対象とします。ただし、新たに常夜灯や外灯を設置する場合は対象としません。

Q 5 既存のLED照明を交換する場合、対象となりますか。

A 5 Q 3のとおり、既存のLED照明の交換費用は対象としません。

Q 6	地区公民館（集会施設）の屋外の壁に備え付けの照明器具は対象となりますか。
A 6	玄関照明等、屋外の壁に備え付けの照明器具は対象とします。

Q 7	補助対象とならない経費はどのようなものがありますか。
A 7	次に掲げるものは、補助対象経費になりません。 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定前に事業着手した経費 ・予備（交換用）として購入する電球等 ・商品券やクーポン、ポイント等で購入されたもの ・シャンデリア等の華美なものや高額なもの、また、照明以外の機能が含まれているもの（ファンやサーキュレーター等）

Q 8	地区公民館（集会施設）を2つの自治会で管理している場合、それぞれの自治会で合計 60 万円の補助申請はできますか。
A 8	どちらかの自治会が代表して申請してください。（上限 30 万円）

Q 9	1つの自治会で地区公民館（集会施設）を複数管理している場合、建物ごとに 30 万円の補助が対象となりますか。
A 9	自治会につき 30 万円上限の補助となりますので、複数の建物のうち使用頻度等を考慮して LED 照明の交換箇所を決めてください。

【実施期間】

Q 10	いつから事業に取り組みますか。
A 10	補助金の対象となるのは、補助金交付決定の日以降です。その日まで に事業着手した経費は対象となりませんのでご注意ください

【交付申請】

Q11 交付申請時に市内業者 2 者の見積書がなぜ必要なのですか。

A11 市内業者 2 者から見積書をいただくことで、最も合理的かつ経済的な経費を確認する必要があります。2 者からの見積金額のうち、安価な費用を対象事業費として申請いただきますようお願いします。

ただし、LED照明器具の交換にかかる経費が 10 万円未満の場合は、市内業者 1 者の見積書を提出してください。

【補助金交付】

Q12 振込先は個人口座でもいいですか。

A12 補助を受ける自治会名義（〇〇自治会会長、〇〇自治会会計）や地区公民館（集会施設）の管理を行う自治会内の組や班の代表者名義の口座へ振り込みます。

Q13 補助金は、事業が終了していないと支払われませんか。

A13 事業の実施途中であっても、補助金の交付決定額の範囲内で概算払が
できます。

4 申請書類の記載例

【補助金交付申請書】（様式第1号）

様式第1号（第6条関係）

令和6年4月15日

伊賀市長 岡本 栄 様

申請者 住 所 伊賀市0001234番地
名 称 000自治会
代表者氏名 自治会長 00 00

伊賀市地区公民館LED化促進事業補助金交付申請書

地区公民館LED化促進事業補助金の交付を受けたいので、伊賀市補助金等交付規則第4条第1項及び伊賀市地区公民館LED化促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 LED照明へ交換する地区公民館の名称と所在地
00公民館（伊賀市00234番地）、00集会所（伊賀市00345番地）
- 2 補助金交付申請額（1,000円未満切り捨て）
300,000円
- 3 補助事業の内容
 - (1) 事業概要（LED照明への交換箇所）
LED照明器具の交換工事、既存器具の撤去及び処分
・00公民館 大広間6基、中会議室2基、調理室1基
・00集会所 会議室4基、廊下2基、玄関1基
 - (2) 補助事業に要する経費の額 456,000円
 - (3) 交換予定年月日 令和6年6月20日から7月20日
 - (4) 交換予定業者 00電気店（伊賀市00321番地の1）
- 3 添付書類
 - (1) 地区公民館を管理していることが確認できる書類（電気料金を支払っていることがわかる書類を添付してください。）
 - (2) 平面図（LED照明の交換箇所が確認できるようにしてください。）
 - (3) 見積書の写し（市内業者2者の見積書で経費内訳がわかるものを添付してください。LED照明器具の交換にかかる経費が10万円未満の場合は、1者の見積書を提出してください。）
 - (4) 着工前の写真（①交換箇所〔部屋〕の全体写真と、②照明器具のアップ写真〔照明器具の種類が同じであれば1枚のみ〕を添付ください。）

【補助事業等着手届】（様式第6号）※伊賀市補助金等交付規則

様式第6号（第12条関係）

令和6年6月15日

伊賀市長 岡本 栄 様

住 所 伊賀市0001234番地
名 称 000自治会
代表者氏名 自治会長 00 00

補 助 事 業 等 着 手 届

令和6年5月10日付け伊賀市指令第30号で交付決定を受けました令和6年度伊賀市地区公民館LED化促進事業に着手しましたので伊賀市補助金等交付規則第12条第1項の規定によりお届けします。

記

- 1 着手年月日 令和6年6月15日
- 2 完了予定年月日 令和6年7月20日

【補助事業実績報告書】（様式第2号）

様式第2号（第8条関係）

令和6年7月20日

伊賀市長 岡本 栄 様

住 所 伊賀市0001234番地
名 称 000自治会
代表者氏名 自治会長 00 00

伊賀市地区公民館LED化促進事業補助実績報告書

令和6年5月10日付け伊賀市指令第30号で交付決定を受けました伊賀市地区公民館LED化促進事業の実績を伊賀市補助金等交付規則第12条第2項及び伊賀市地区公民館LED化促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績

(1) 内 容

LED照明器具の交換工事、既存器具の撤去及び処分

- ・00公民館（伊賀市00234番地） 大広間6基、中会議室2基、調理室1基
- ・00集会所（伊賀市00345番地） 会議室4基、廊下2基、玄関1基

(2) 工 期

令和6年6月15日から

令和6年7月15日まで 31日間

(3) 施工業者

00電気店（伊賀市00321番地の1）

2 添付書類

(1) 補助金等交付決定通知書の写し

(2) 対象事業に係る領収書の写し

（領収書に事業内訳がない場合は、請求明細を添付してください。）

(3) 完成後の写真

（①交換箇所〔部屋〕の全体写真と、②照明器具のアップ写真〔照明器具の種類が同じであれば1枚のみ〕を添付ください。）

事業実施に至るスケジュール

年 月	事務の流れ	提出書類	
4月以降	交付申請	様式第1号 ※その他添付書類	支所へ提出
	交付決定通知		
交付決定日以降	事業の実施	補助事業等着手届(伊賀市補助金等交付規則様式第6号)	支所へ提出
事業終了後30日以内または、令和7年1月31日のいずれか早い方	事業実績報告	様式第2号 ※その他添付書類	支所へ提出
	補助金確定通知		
	補助金請求		支所へ提出